

## 受講規約

### 東京大学エクステンション（株） データサイエンススクール企業等申込受講規約

本受講規約（以下「本規約」といいます）は、東京大学エクステンション株式会社（以下「当社」といいます）と当社が提供する「データサイエンススクール」の各コース及び各講座（以下「本講座」といいます）の受講を希望する企業、公的機関及び各種法人等（以下「企業等」といいます）との間で、企業等が本講座の受講を申込み、企業等が指定する者が本講座を受講するに際しての契約条件等を規定したものです。

#### 第1条（本講座の予約申込）

（1） 当社は本講座の名称、受講の内容、受講料金、受講方法その他本講座に関する事項（以下「HP記載事項」といいます）を当社ホームページ上に掲載するものとします。

（2） 本講座の受講を希望する企業等は、当社ホームページ上等に掲載する手続に従って、企業等名・組織名・住所・電話番号・受講コース・受講人数その他当社の別途定める事項について、当社に正確な情報を提供して予約申込（以下「本予約申込」といいます）を行うものとします。本予約申込は、企業等を代表する担当の方（以下「申込担当者」といいます）が行うものとします。

（3） 企業等は本予約申込をした時点でHP記載事項及び本規約を確認し、承諾したものとみなします。

（4） ただし、本予約申込のみでは本講座の申込みは完結せず、さらに次条の手続を要するものとします。

#### 第2条（契約の成立）

（1） 当社は、申込担当者より当社ホームページ上に掲載する手続きによって本予約申込を受けた後、企業等に、本予約申込に対する許諾の可否を通知するものとします。

（2） 本予約申込の許諾の通知を受けた企業等は、7営業日以内に当社に対し申込みを行う旨の通知（以下「本申込」といいます）を、電子メールまたは書面（FAXを含む）にて行うものとします。本申込をもって、当社と企業等の間で本講座に係る契約（以下「本契約」といいます）は有効に成立し、企業が指定する者が本講座の受講資格を取得するものとします。

#### 第3条（受講料の支払い）

- (1) 当社は本申込を受けた後、申込担当者に対し、受講料の請求書（以下「本請求書」といいます）を送付するものとします。
- (2) 当社より本請求書を受領した企業等は、本請求書に記載の受講料を、受講開始7営業日前までに、当社指定の銀行口座宛に振込により支払うものとします。振込手数料は本申込を行った企業等の負担とします。
- (3) 請求書受領日から受講開始日まで、7営業日に満たない場合は、本請求書を受領した企業等は、本請求書に記載の受講料を、本請求書受領後24時間以内の振込により支払うものとします。ただし、受講開始前日に請求書を受領した場合は、その当日中に振込により支払わなければならないものとします。
- (4) 領収書は取扱金融機関等の振込受領書をもって代えるものとします。

#### 第4条（本契約成立後の解約）

- (1) 企業等は、本契約成立後においても、当社宛の電子メールまたは書面（FAXを含む）による申し出によって、本契約を解約することができます。ただし、本講座開始日3週間前の正午12時以降の解約の申し出の場合、違約金が発生します。
- (2) 本契約の解約は、一人単位およびコースまたは講座単位とします。
- (3) 違約金は、本講座開始日3週間前の正午12時から本講座開始日の5営業日前までの解約の申し出については受講料の50%、本講座開始日の4営業日前以降の解約の申し出については受講料の100%とします。
- (4) 既に受講料を支払い済で、違約金が発生しない場合は支払い済受講料の全額、違約金が受講料の50%の場合は、支払い済受講料と違約金との差額を、当社より企業等の指定する銀行口座へ振り込む方法により返還します。

受講料の支払いが完了しておらず、違約金が発生する場合には、企業等は、当社指定の銀行口座宛に違約金を振り込む方法により支払うものとします。この場合、当社は企業等の申込担当者に対し別途請求書を送付します。振込手数料は企業等の負担とします。

#### 第5条（届出事項の変更）

- (1) 企業及び受講者は、受講者名・企業等名・組織名・住所・電話番号・受講コース・受講人数その他当社への届出事項に変更があった場合は、すみやかに当社に対して届出事項の変更手続を行うものとします。
- (2) 前項に反して企業等及び受講者に生じた不利益について当社は一切責任を負いません。

#### 第6条（受講者資格の中断・取消）

- (1) 企業等または受講者が以下①から③のいずれかに該当する場合、当社は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、受講資格を

停止、または将来に向かって取り消すことができるものとします。

- ① 本申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- ② 本規約に違反した場合
- ③ その他、受講者として不適切と当社が判断した場合

#### 第7条（権利の譲渡禁止等）

企業等は、当社の書面による事前の許諾を得ないで、本規約に基づく権利、義務又は財産の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならないものとします。

#### 第8条（知的財産権等）

（1）本講座に関する知的財産権は、すべて当社又は本講座の担当教員に帰属します。

（2）企業等又は受講者は、本講座の講義内容及び本講座の受講において受領したテキスト等の著作物（以下「本著作物等」といいます）に関し、当社の事前の書面による承諾を得ずに、次の各号に定める行為を行うことを禁じます。

- ① 第三者に対する頒布、販売、贈与、譲渡、貸与、修正、使用許諾、担保提供及びこれらに類する行為
- ② 本著作物等を、SNS や WEB 等への掲載等によって公衆に送信する行為
- ③ 本著作物等を、受講者個人の学習目的以外の目的で、複製及び改変する行為
- ④ 本著作物等を、方法を問わず複製・改変等して第三者に販売、贈与及び交換する等譲渡する行為並びに有償・無償を問わず貸与する行為
- ⑤ 講義の撮影、録画及び録音
- ⑥ その他、本著作物等の知的財産権を侵害する一切の行為

#### 第9条（個人情報取扱い）

当社は、企業等から提供された「個人情報」を、以下の指針に基づき、関係諸法令を遵守して取り扱います。

- （1）個人情報は、当社が厳重に管理・保管します。
- （2）個人情報の取扱いを、当社と秘密保持契約を締結した企業に委託する場合があります。この場合、個人情報を適正に管理できる企業を選定し、かつ、適正な管理を実施させるよう努力します。

(3) 個人情報、法令等による場合を除いて、本人の同意なしに第三者に開示しないものとします。

(4) 個人情報は以下の目的でのみ使用するものとします。

- ① 本講座への申込内容の確認、受講証の発行
- ② 受講者からの質問に対する対応
- ③ 受講者へのテキスト等の発送
- ④ 本講座に関する案内、問い合わせ
- ⑤ 各種イベント、関連事業等などの案内、情報の提供
- ⑥ 個人を特定できない方法、形式による統計資料の作成
- ⑦ 本講座の内容等に関するアンケート等の依頼

(5) 受講者は当社が保有する個人情報の変更・修正を希望する場合には、当社宛に連絡するものとする。当社は、受講者からの連絡に基づき、必要な手続きを行うものとします。

#### 第10条（秘密保持）

企業等および受講者は、本講座を受講するにあたり、当社によって開示された当社固有の技術上、営業上その他事業の情報（本講座内におけるノウハウ等を含みますがそれらに限られません）を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

#### 第11条（反社会勢力の排除）

(1) 企業等は次の各号に該当しないことの表明をもって本講座の申込を行うものとし、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

② 代表者、取締役、執行役、業務を執行する社員（本講座受講者を含む）が反社会的勢力ではないこと。

③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

(2) 当社は、申込を行った企業等が前項に該当すると当社が認めた場合、当該企業等に何らの通知、催告をすることなく、直ちに申込およ

び本契約を解除することが出来るものとしします。

(3) 当社が、前条により本契約を解除した場合には、企業等に損害を生じてでも何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、企業等はその損害を賠償するものとしします。

#### 第12条 (本講座の中止・中断および変更)

(1) 当社は、本講座の運営上やむを得ない場合には、企業等に事前承諾なく本講座の運営を中止・中断、あるいは本講座の内容を変更できるものとしします。

(2) 本講座の運営を中止・中断する場合には、当社は本講座の中止または中断後 20 営業日以内に当該講座についての受講料金を返金します。但し、当社の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。

#### 第13条 (損害賠償)

(1) 受講者が、本講座に起因または関連して当社に対して損害を与えた場合、企業等及び受講者は連帯して、一切の損害を賠償するものとしします。

(2) 本講座に起因または関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、企業等及び受講者は、連帯して自己の費用と責任において、当該紛争を解決し、当社に迷惑がかからないようにするとともに、当社に生じた一切の損害を賠償するものとしします。

#### 第14条 (規約の変更)

(1) 当社は、本規約及び本規約に付随する規程 (以下「本規約等」といいます) の全部又は一部を変更することができます。当社は、本規約等の変更を当社のホームページ等に掲載し、ホームページ等に掲載された時点で本規約等の変更は効力を生じ、以後当該変更部分が受講者に適用されるものとしします。

#### 第15条 (条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとしします。

#### 第16条 (準拠法及び管轄裁判所)

(1) 本規約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとしします。

(2) 本契約を巡る一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

#### 第17条 (協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。